

異議申立て事案答申第2号の概要について

1 件名

被相続人の要介護状況に関する資料の不開示決定に関する件

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、平成27年9月16日付けで被相続人にかかる要介護状況に関する資料（以下「本件個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、平成27年9月30日付けで個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件不開示決定処分を取り消すとの決定を求めるといふものである。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関は、次の理由により、本件個人情報を不開示としたものである。

条例の解釈及び運用の手引きに規定する「死者に関する情報が遺族の個人情報となる場合」の具体的な基準は定められていないため、個々の事例で判断することとなる。そのため、実施機関は、異議申立人に対し、異議申立人自身に関する記載の有無を含め、自己を本人とする保有個人情報であると判断できるかどうかについて、必要な確認をした上で、不開示決定の処分をしたものである。

4 審査会の結論

みよし市長が、平成27年9月30日付け27み令高第612号で行った個人情報不開示決定は、妥当である。

5 審査会の判断

(1) 死者の個人情報に関する開示請求について

条例に基づく開示請求の対象となる個人情報は、「生存する個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(条例第2条第2号)である。

この定義に照らせば、条例に基づく保有個人情報の開示請求権を行使できる主体は、生存する請求者本人であり、死者は請求の主体となり得ない。また、条例において、死者の個人情報は制度の対象外とされていることから、死者の個人情報を他者が開示請求することは認められない。

しかしながら、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解することは妥当ではなく、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の情報であると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となると解すべきである。

具体的には、① 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報、② 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び③ 近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると考えられる。さらに、未成年者である自分の子に関する情報などは、子が生存していれば、親権者は条例第16条第2項の規定により法定代理人として条例に基づく開示請求ができることを考慮すると、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあると考えられる。

(2) 請求者本人に係る個人情報該当性について

以上のような観点から本件個人情報に記載された保有個人情報について当審査会で確認したところ、それ自体が本件請求者である異議申立人自身の個人情報であるとは認められない。また、前記で述べた①ないし③の場合については、請求者本人の情報であると認められるために、いずれも財産や権利等が請求者に帰属していることが必要であるが、当該請求権が異議申立人に帰属しているとは認められず、さらに、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

6 審査会からの提言

条例の解釈・運用のみでは死者の個人情報に対する現実の要請に実施機関が対応しきれない場合も存することが認められる。

例えば、遺産分割協議において相続財産の帰属を決するために必要となる当該財産に関する情報は、条例上の開示請求は認められなくても開示することが合理的であり、死者の個人情報を遺族等へ開示することが適当であると考えられる。そのため、死者の個人情報の提供に関する基本的考え方を別紙のとおり示すこととしたため、これを踏まえ、当該提供に関する制度を設け、適切な情報提供に努められたい。

また、異議申立人は、本市における死者の個人情報の取扱いに関する基準が定まっていないため、開示請求の際に実施機関の案内や確認が十分になされなかった旨の主張をしている。実施機関においては、本答申の内容を踏まえ、死者の個人情報の開示請求をする者に対しては、本市における死者の個人情報の取扱い等について十分に説明をされ、適切に対応されるよう併せて要望する。

(別紙)

死者の個人情報の提供に関する基本的考え方

1 目的

条例上開示請求が認められない「死者の個人情報」の提供依頼があった場合において、個別の事情により遺族等に開示することが適当であると判断される場合には、「死者の個人情報」の適切な取扱い及び遺族等の権利利益の保護に十分配慮しつつ、情報提供に努める。

情報提供に当たっては、「死者の個人情報」が不適正に取り扱われることにより、死者本人やその遺族等の権利利益が侵害されることのないよう、十分な措置を講ずることが必要である。

2 情報提供を求めることができる者の範囲

死者の遺族である配偶者、子、父母、相続人及びこれらに準ずる者とする。

情報提供を行う者の具体的な範囲については、所管する事務事業の性質・内容及び情報提供の目的を踏まえて、必要な範囲を慎重に判断するものとする。

3 提供する情報の範囲

個々の事務事業の内容及び情報提供の目的に沿って、一定の範囲を定めることが必要である。

4 情報提供の方法

口頭による説明、閲覧及び写しの交付による。

5 情報提供の手続

条例に基づく開示請求の手続に準じて、情報提供申出書等の書面による申出、申出者の本人確認、情報提供通知書等の書面による通知等の手続によることが望ましい。

特に本人確認については、「死者の個人情報」が不適正に提供されることのないよう、当該提供の申出者が情報提供の対象となる者であるか（死者の遺族等であるか）について、戸籍謄本等による確認を確実に行うことが必要である。